

中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安（事務局試案）

令和7年 月 日
職業分類改定研究会

日本標準職業分類第6回改定案の作成に当たって、中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安を次のとおり定める。

なお、個々の新設、廃止等の決定は、量的な目安とともに職業構造の変化、利用ニーズを踏まえた統計上の必要性、国際的な分類との比較可能性等を総合的に勘案して行う。

1 新設を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の新設は、その分類項目の就業者数が安定的にその属する大分類項目の就業者数の10%以上又は10万人以上であること。
- (2) 小分類項目の新設は、その分類項目の就業者数が安定的にその属する中分類項目の就業者数の10%以上又は1万人以上であること。
- (3) 小分類に設けられた「その他項目」^(注)の就業者数が安定的に、その属する中分類項目に占める構成比の50%を超える場合には、分割を検討すること。

(注)「その他項目」とは、同一の中分類項目に設定した他の小分類には該当しない職務を適用させる分類項目として設定した符号の末尾が9で表記された雑分類項目である。

2 廃止を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の廃止は、就業者数が継続的に1万人を下回ること。
- (2) 小分類項目の廃止は、就業者数が継続的に1千人を下回ること。